

せきね 知っ得! 通信

5

May

2011

発行:せきね FP 社会保険労務士事務所

〒947-0028 小千谷市城内 2-4-26 TEL0258-83-3048 FAX0258-83-3049

メール sekinekyrs@mountain.ocn.ne.jp ホームページ <http://www.office-sekine.com>

発行:2011年5月

上司のどんな行動が部下に好かれるか、どんな考え方が部下を伸ばすか、また、どんな上司がビジネスマンとして評価され、その後出世していったか・・・スーパー秘書・能町光香さんの著書を参考にまとめてみました。



マネジメントしても、コントロールしない

ニュアンスでとらえると「マネジメント＝管理」。有能な上司は、このマネジメントが上手く、自分のやりたいことに向けて人やモノを動かし、その間に多くの信頼や感謝を集めます。

反対に自分の働き方のスタイルを他の社員に強要するタイプは「コントロール＝支配」という感じ。有無を言わせず引っ張っていく力はあるのですが、ひどい場合だと恐怖政治のようになり、部下が顔色を伺うことになってしまい疲れてしまいます。

先読みして指示する

先を見据えて仕事をしている上司は、部下にもムダな仕事をさせません。反対に、行き当たりばったりの上司はムダが多く「これやっという」と言われ、「どうでしょうか?」と差し出すと、「あ、それはやっぱりいいから、こっちを急いでお願い・・・」と言う調子。骨折り損の仕事が増えて、モチベーションも下がり気味。部下のパフォーマンスを上げるには、指示ひとつとっても何歩も先を読む能力が必要ですね。

ちょっとした一言を惜しまない

同じことを言うのでも、ちょっとした一言を添えると印象は変わります。例えば、お茶を入れてくれたとき、「ありがとう」に足して「うまい。一息つけてホッとしましたよ」。仕事を頼むときに「いつも頼りにしてます」とか、就業時「お疲れさま」のあと、「今日の〇〇は助かった」など。

そんな上司のちょっとした一言に、部下はとてつもなくやりがいを感じるものなのです。

その昔、私も OL の頃、「君に任せれば安心だ」と言う上司の言葉に、やる気満タンになった覚えがあります。今考えると「人を動かすのが上手い上司」だったわけですね。

同僚にも部下にも心がけて口にしたいものです。

大震災の影響で労働者を休業させたら、どうなる？

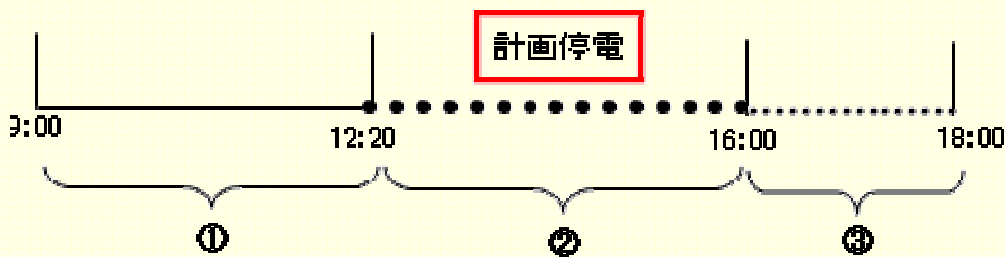
労働基準法では、「使用者の責めに帰すべき事由」によって従業員を休業させた場合、1日につき平均賃金の60%以上の休業手当を支払わないといけなく、ということになっています。

では今回の東日本大震災による、直接・間接的な被害が理由の休業については、「休業手当」の支払は必要なのでしょうか？ 判断のポイントを解説します。

● 計画停電時の休業は？ ●

計画停電の時間帯は、原則、休業させても「休業手当を支払う必要がない」という通達が厚生労働省から出ています。

たとえば、①は通常勤務にし、②は計画停電のために休業させ、③も休業させた場合はどうなるでしょう？



- ① **通常の賃金支払義務**（実際に働いた部分については、当然、賃金支払の義務があります）
- ② **原則、使用者の責めに帰すべき事由による休業には該当しない**
⇒ つまり、**休業手当を支払う必要はない**
- ③ **原則、使用者の責めに帰すべき事由による休業には該当する**
⇒ つまり、**休業手当を支払う必要がある**

と、なります。ただし、③につきましては休業させ、②のみ休業させ、③で勤務させることが難しい工場のラインなどでは、③の部分も「休業手当の支払が必要ない」時間になります。個別のケースについては、ご相談下さい。

● 事業場の施設・設備が直接的な被害を受け労働者を休業させた場合 ●

直接的被害の場合、休業の原因が「事業主の関与の範囲外」であり、事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故に該当すると考えられますので、原則として「使用者の責に帰すべき事由による休業」には該当せず、**休業手当を支払わなくても違法ではないと考えられます。**

● 原材料の仕入、製品の納入等が不可能となったことにより労働者を休業させた場合 ●

事業場の施設・設備の直接的な被害ではないが、取引先や鉄道・道路が被害を受け、原材料の仕入、製品の納入等が不可能となったことにより労働者を休業させた場合、原則として「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当し、**休業手当の支払いが必要と考えられます。**

ただし、取引先への依存の程度、輸送経路の状況、他の代替手段の可能性、災害発生からの期間、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、休業手当の支払が必要ないと判断されることもあります。個別のケースについては、ご相談下さい。

平成 23 年 4 月 1 日から高齢者雇用関連の助成金（定年引上げ等奨励金）の取扱いが一部改正されました。

● 高年齢者雇用モデル企業助成金（廃止）

高年齢者雇用モデル企業助成金は廃止されました。

ただし平成 22 年度末までに、職域拡大等計画を申請している場合は、いままでどおり「高年齢者雇用モデル企業助成金」を受けられます。



● 中小企業定年引上げ等奨励金（改正）

平成 22 年度末で、「65 歳安定継続雇用制度」の導入事業主に対する奨励金が廃止され、代わりに、4 月 1 日より、「希望者全員を対象とする 65 歳以上 70 歳未満の継続雇用制度」を導入する事業主も新たに奨励金の支給対象になりました。

つまり、今までは、「希望者全員を対象とする 65 歳まで契約期間の切れない継続雇用制度」を導入する必要があったのですが、**今後は、たとえば 1 年ごとであっても、最終的に 65 歳以上まで継続雇用が可能になれば、助成金の対象になります。**

<改正後の支給対象事業主>

次のいずれかの措置を講じ、6 か月以上経過している中小企業事業主（雇用保険の被保険者数が 300 人以下の事業主）が対象になります。

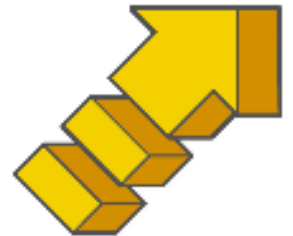
(1) 60 歳以上 65 歳未満の定年を定めている事業主

- ① 65 歳以上への定年の引上げ
- ② 定年の定め廃止
- ③ 希望者全員を対象とする 65 歳以上まで継続雇用制度の導入

(2) 65 歳以上 70 歳未満の定年を定めている事業主

- ① 70 歳以上への定年の引上げ
- ② 定年の定め廃止、
- ③ 希望者全員を対象とする 70 歳以上までの継続雇用制度の導入

※ 実施した措置の内容及び企業規模に応じ一定の額が支給されます。



● 高年齢者職域拡大等助成金（新設）

「希望者全員が 65 歳まで働ける制度」か「70 歳まで働ける制度」の導入にあわせて、**高年齢者の新たな職域拡大や雇用管理制度の構築に取組み、高年齢者が働き続けることができる職場の整備を行った場合、その取組みの実施に要した費用の 3 分の 1 に相当する額（500 万円を上限）が支給されます。**

お仕事 カレンダー

- 5/10 ● 一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料 160 万円未満でかつ請負金額が 1 億 9000 万円未満の工
- 4 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 5/31 ● 4 月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付

- 5/31 ● 自動車税の納付
- 3 月決算法人の確定申告・9 月決算法人の中間申告
 - 6 月・9 月・12 月決算法人の消費税の中間申告
 - 確定申告税額の延納届出による延納税額の納付

あしがき◆当事務所より

お陰様をもちまして、4 月 25 日(月)に新事務所を無事にオープンさせることができました。皆様から温かいご支援をいただき、感謝いたしております。今後も心機一転頑張っていきますので、どうぞよろしくお願い致します。

岡村の「気になる」を勝手に情報発信コーナー

今回は、岡村が気になっている情報を勝手に発信させていただきます！

書籍

「はやぶさ」式思考法

川口 淳一郎

総予算 200 億円、打ち上げから帰還までに 5 年かかるという、壮大かつハイリスク・ハイリターンなプロジェクトを成功させた秘訣が載っています。別世界の話のようですが、私たちの仕事の仕方にも通じることがあるようです。その一つをご紹介しますと、「評価方法は減点法ではなく、加点法にする」とあります。学校でのテストや試験などは常に 100 点が満点と定められて評価されています。満点という天井を決めてしまうとそれを取ったことに満足し、その上を目指さなくなる方が多いようです。伸びる可能性があるものもそこでストップされてしまうわけです。100 点は満点でない！自分の達成したことを積み上げ 100 点以上を目指していきたいものです。



また、著者がスタッフのモチベーションを下げないように常に熱いお湯を用意していつでもコーヒーが飲めるようにしていたそうです。そのような心遣いも「はやぶさ」プロジェクト成功の要因の一つといえるようです。プロジェクトにかかる秘話なども交えて書かれています。

絵本

「花さき山」

著 齊藤 隆介 作 / 滝平 二郎 絵

どちらかという、本の内容というより絵のほうの方が有名なのかもしれませんが。色使いがとても綺麗でつい手にとってしまいます。誰かが一つ良いことをすると、山に不思議な花が咲き、その山には一面、綺麗な花が咲き乱れているという話です。誰かのために自分を犠牲にすることは、まわりまわって自分の成長にも繋がっていくのです。絵本ではありますが、疲れた(?) 大人の方にもぜひお勧めです。絵もきれいなので、贈り物としても喜ばれるのではないのでしょうか。



文房具

「Harinacs (ハリナックス)」

KOKUYO

実は、文具好きです。文房具屋さんや雑貨屋さんには何時間でもいられるほど、見ていて飽きません。また、日々新しいものや、色、デザインが出てきてとても面白いですよ。

今回は、KOKUYO の針を使わないステープラ (ホッチキス) をご紹介します。綴じた書類を破棄するときに針を分別するのは大変ではありませんか？

一時的にとめておくだけならこの「Harinacs」を使えばそのままシュレッダーにかけられます。エコにもなりますよ。



こんな風
に穴があ
きます⇒

